

公益事業特権制度の概要(電気通信事業法)

令和元年11月
総務省総合通信基盤局ブロードバンド整備推進室

電気通信事業の認定(事業法第117条)

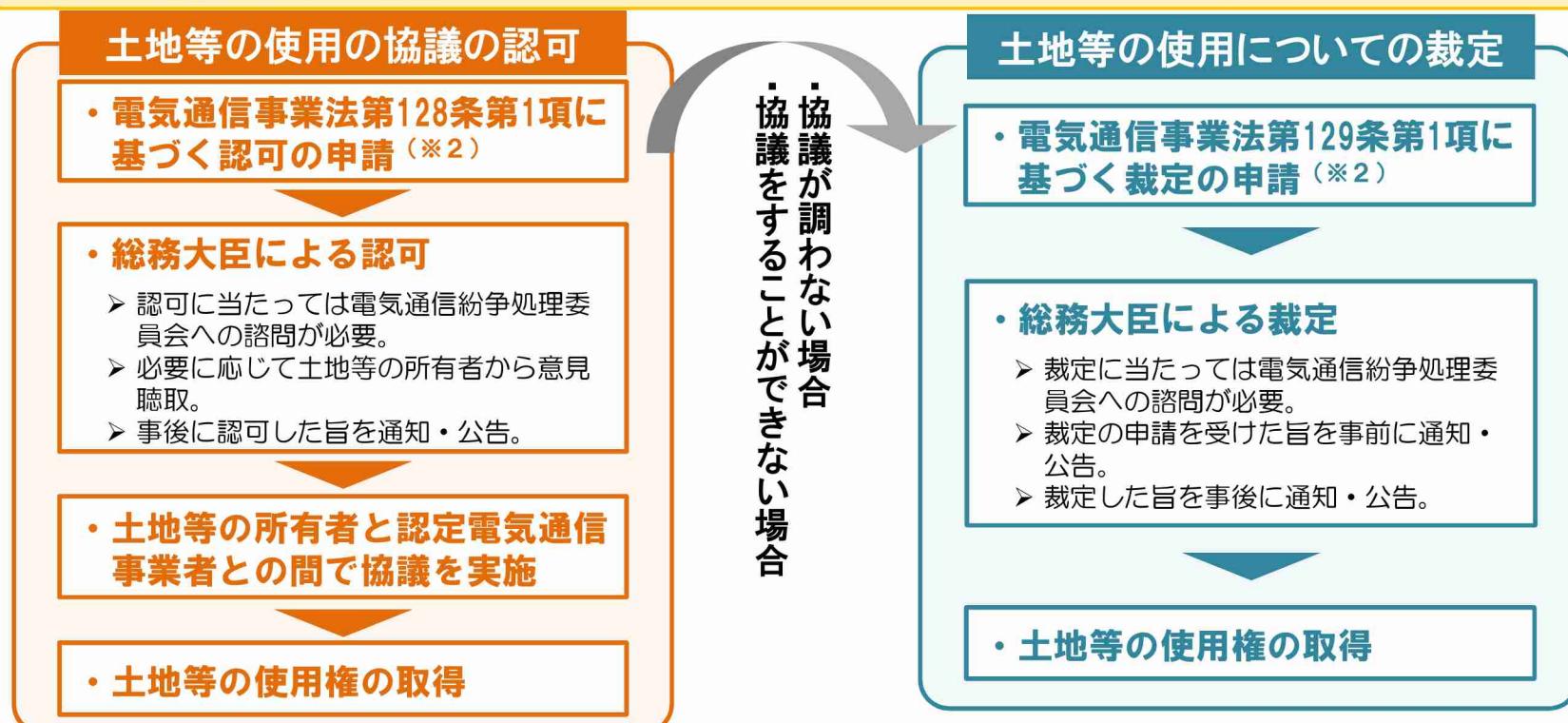
- 電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者又は営もうとする者は、申請により、「公益事業特権」の使用に関する認定を受けることができる(第117条)。
- 「公益事業特権」の付与に伴い、認定電気通信事業者は、事業開始の義務(第120条)、役務の提供義務(第121条)、事業年度ごとの会計報告(報告規則第6条)等の義務も同時に課される。

「公益事業特権」の付与

- 認定電気通信事業者は、線路等を設置するため、電気通信事業法上、以下のような特権を付与される。
 - ・ 他人の土地等の使用権の簡易な手続による設定(第128条)
 - ・ 土地の所有者等との協議が不調又は不能の場合、総務大臣に対する裁定申請(第129条)
 - ・ 線路に関する工事等のため、他人の土地等の一時的使用(第133条)
 - ・ 線路に関する測量及び実地調査等のため、他人の土地への立入り及び通行(第134条、第135条)
 - ・ 植物が線路に障害を及ぼす場合の植物の伐採(第136条)
 - ・ 公用水面に水底線路を敷設する場合の届出等の手続(第140条)
 - ・ 水底線路の保護区域の設定等(第141条、第143条)
- 一定の基準を満たす場合は、「道路占用許可」を与えなければならない(義務占用、道路法第36条)等、他の法律(土地収用法、道路法、下水道法、自然公園法等)の規定による公益事業特権も利用可能となる。

認定電気通信事業者の土地等の使用の協議の認可及び裁定の申請について

- 認定電気通信事業者^(※1)は、当該認定電気通信事業の用に供する線路等を設置するために他人の土地等を利用する必要かつ適当である時は、総務大臣の認可を受け、その使用権の設定に関する協議を求めることができる。
【電気通信事業法第128条第1項】
- また、土地等の使用の協議が調わない又は協議をすることができないときは、土地等の使用について総務大臣に裁定の申請をすることができる。
【電気通信事業法第129条第1項】



(※1) 線路敷設等を行うための公益事業特権の利用を希望するため、経理的基礎や技術的能力、事業計画の確実・合理性について、総務大臣に審査を受け、認定を受けた電気通信事業者。

(※2) 電気通信事業法第128条第1項の認可及び第129条第1項の裁定の申請は、新規に使用権を設定する場合のみならず、既に設定された使用権の存続期間の延長を求める場合にも可能。